

# 木材利用の促進に関する基本計画（概要）

## 第1 基本計画について

### 1 基本計画の位置づけ

本計画は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下、「法」という。）及び「愛知県木材利用促進条例」（以下、「条例」という。）の規定に基づき定めるもの。

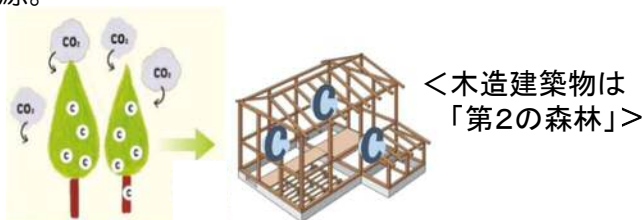
また、「食と緑の基本計画 2025」に基づき、農林水産分野の個別計画に位置づけ。

### 2 建築物等における木材の利用の促進の意義

○木材利用は SDGs の 17 の目標のうち、7つの目標に貢献。



○木材は、樹木が吸収した二酸化炭素を炭素として長期間、貯蔵し、鉄やコンクリート等の資材と比べて製造時のエネルギー消費が少なく抑えられ、かつ再生林により再生可能な地球環境に優しい資源。



○木材は、調湿性等に優れるほか、心理面・身体面・学習面等での効果が科学的に実証されている。

○愛知県では、スギやヒノキの人工林の多くが利用期を迎え、充実した森林資源の活用を図ることが重要。

## 第2 木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 木造・木質化の推進

県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び県民が一体となって、県産木材をはじめとする木材の利用が県内全域に広がることを目指し、木造・木質化を推進。

#### (1) 民間建築物等における木材の利用

- 住宅のほか、商業施設やオフィス等の木造・木質化を促進。
- 企業活動における木材利用のメリットをPR。
- 木材利用に対する支援等。
- 建築物の木造化にあたってコストや技術面等の課題を明確化。

< 民間建築物の事例 >



都市の木造・木質化イメージ

#### (2) 県の公共建築物における木材の利用 率先して木造・木質化を推進。

< 公共建築物の事例 >



#### (3) 県の公共工事における木材の利用 積極的に木質資材の利用を推進。

#### (4) 木製備品の導入

## 2 木造建築技術者等の確保及び育成

- 関係団体等と協働し、建築物の木造・木質化に関する知識、技術を習得するための研修等を実施。
- 建築主と木造建築に精通した建築士等とのマッチングや、木造・木質化に関する相談に対応する総合的な相談窓口の設置を進める。

## 3 木材の有効利用

低質材や製材端材、住宅材料等の廃棄物を別の用途に再利用するカスケード（多段階）利用を促進。



パーティクルボード



製材端材を利用した製紙用チップ



木材乾燥機の熱源となる木くずボイラー

## 4 木材利用の普及啓発

- 木材利用促進の日（10月8日）及び木材利用促進月間（10月）を中心に、木材利用に関する関連イベントの実施、Webページ等の各種媒体による情報発信を行う。
- 木の良さを実感でき、PR効果の高い建築物や木製品等を表彰。

<木材利用 PR イベント>



県産木材製品等の展示

<優良木造建築物等の表彰>



## 5 県産木材利用技術の開発

幅広い利用者のニーズに合う県産木材を活用した新しい技術や製品の開発を推進。

## 6 建築物木材利用促進協定制度の活用

- (1) 建築物木材利用促進協定制度の周知
- (2) 建築物木材利用促進協定の締結  
締結申出のあった協定について、法及び条例の目的や基本理念、本基本計画に照らして適当なものであるかを確認のうえ、締結。
- (3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進  
協定を締結した場合には、内容等を公表。  
協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組状況の情報を発信。

## 第3 木材の利用に関する目標

|             |  |
|-------------|--|
| 県の公共建築物     | 原則、県産木材による木造化<br>(※コスト・技術面で困難な場合を除く)<br>木造化が困難な建築物については、内装及び備品の木質化 |
| 住宅を含む民間建築物等 | 木造化の促進<br>木造化が困難な建築物については、内装及び備品の木質化を促進                            |

## 第4 県産木材の利用の促進及び供給に関する基本的事項

### 1 県産木材の優先利用

県産木材の利用を優先。  
県産木材以外の木材を利用する場合にあっては、木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量が削減されるよう近接した地域の森林において生産された木材を優先。

(1) 県における県産木材の利用原則、県産木材を利用。

(2) 民間等における県産木材の利用県産木材の優先利用を促進。

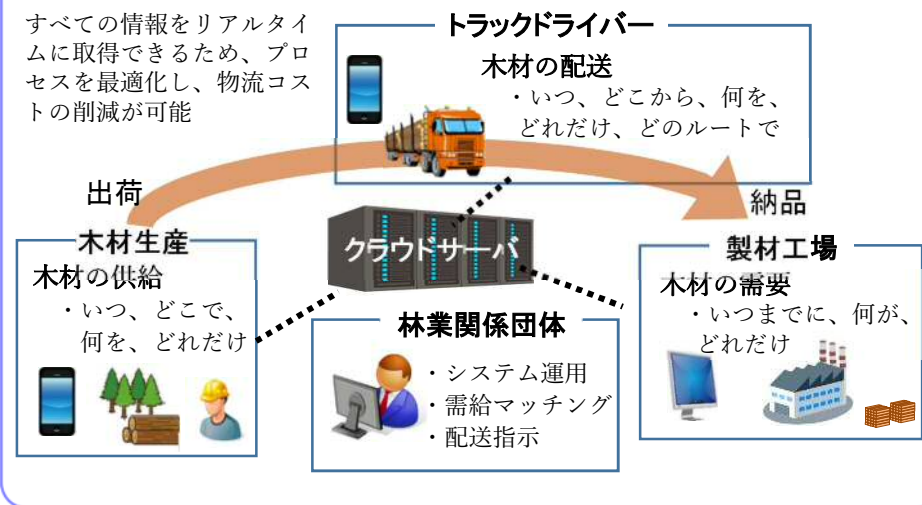
## 2 県産木材の安定供給の促進

### (1) 県産木材の生産の促進

○森林施業の集約化や林内路網の整備、高性能林業機械の導入及び効率的な活用により木材生産体制を強化。

○ICT を活用した木材需給情報システム等の導入により県産木材の効率的な生産・流通体制を整備。

<木材需給情報システムの仕組み（イメージ）>



○乾燥材や JAS 構造材など需要者が求める品質・規格に沿った製材品の安定供給体制を強化。

### (2) あいち認証材制度の活用

県産木材の利用促進のため、県産木材の産地を明確にするあいち認証材制度の普及を図る。

## 第5 県産木材の利用及び供給に関する目標

|           |              |                        |
|-----------|--------------|------------------------|
| 2025 年度目標 | 県産木材の利用及び供給量 | 18.0万m <sup>3</sup> /年 |
|-----------|--------------|------------------------|

## 第6 その他木材の利用の促進に関する必要な事項

### 1 市町村、関係団体等との連携

民間建築物においても積極的に木材が利用されるよう、市町村や林業・木材産業団体、建築関係団体及び大学等と連携し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ。

また、市町村等に対して、木材利用に関する情報提供、技術的助言を行う。

### 2 建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

○設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図る。

○維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮。

○備品や消耗品の調達においても、木材の利用の意義や効果を含めて総合的に判断。

### 3 木材の利用の促進のための庁内連絡会議に関する事項

県庁内に愛知県木材利用促進連絡会議を設置。

### 4 計画期間等

○本計画の計画期間は2022年度から2025年度までの4年間とする。2026年度以降については、食と緑の基本計画と合わせて5年間とした計画を策定。

○計画は、適時、必要に応じて見直しを行う。

○施策の実施状況について、毎年、公表する。